

# 主婦のパートと税金

最近ではパートタイムで働く主婦が多くなっています。そこで、パート収入と税金との関係ですが、年収が一定金額を超えると、夫の所得から配偶者控除が受けられなくなったり、主婦自身に税金がかかったりします。

夫の所得から配偶者控除が受けられるのは、パートによる所得が三十三万円以下の場合です。パート収入は、通常、給与所得になり、給与所得は、年収から給与と所得控除額（年収が百四十二万五千円までは一律に五十七万円）を差し引いて求めますので、年収が九十万円（月平均七万五千円）までなら配偶者控除が受けられます。

パートの年収	88万円以下	9088万円以下	90万円超
自分自身への所得税が	かからない	かからない	かかる
住民税が	かからない	かかる	かかる
夫の所得から配偶者控除が	受けられる	受けられる	受けられない

## パート収入と課税区分

配偶者控除が受けられないことになり、次に、主婦にいくらから税金がかかるかは、主婦自身がどんな所得控除が受けられるかによって異なりますが、通常は納税者に一律に認められている基礎控除の三十三万円だけの場合が多いので、パートの年収が九十万円を超えると所得税がかかります。



また、住民税は非課税限度額が三十一万円ですから年収が八十八万円を超えるとかかります。

## サラリーマンの還付申告

大部分のサラリーマンの所得税は、年末調整によって精算され改めて申告の必要はありませんが、次のような事由がある人は申告すれば所得税が返ってくる場合があります。

- ① 火災や風水害、盗難などの被害を受けたとき
- ② 病気や出産などで多額の医療費を支払ったとき
- ③ マイホームを取得し、割賦償還金の支払い又は銀行等からの住宅資金の借入金があるとき
- ④ 年末調整後に、子供の誕生など扶養親族に異動があったとき
- ⑤ 勤めを年途中でやめて再就職していないとき

## 医療費控除はお間違いなく

●医療費を支払ったら領収書は保存しておきましょう



●次の場合  控除の対象になりません



●医療費控除は、次のように計算します  
 (支払った医療費 - 保険金給付額) - (5万円と所得の5%とのどちらか少ない額) = 医療費控除額 (最高200万円)



## 還付金の受け取りは銀行振り込みで

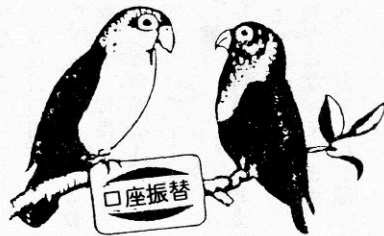
申告により、税金が還付となる人は、還付金額の多少にかかわらず銀行など金融機関への振り込みを利用できます。

銀行振り込みを希望される人は申告書の「還付される税金の受取場所」欄へ、振込先銀行名、預金の種類、口座番号を必ず記入して下さい。

なお、指定される預金口座は申告された本人の名義に限りですので、ご注意ください。

⑥国や地方公共団体などに寄付をしたとき  
 還付申告書はご自分でお書きになって早めに提出して下さい。

税 この社会、あなたの税がいきている



## 所得税の納税は

# 口座振替で

便利 安全 安心  
 お忙しい方、ご不在がちの方に特に便利です。  
 現金を扱いませんので盗難などの心配がなく安全です。  
 納期をすっかり忘れても、自動的に振替えて納付されるので安心です。  
 お申込みは……最寄りの金融機関または税務署へ